

糸島市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、糸島市広告掲載事業実施規程（平成22年1月1日施行。以下「規程」という。）の規定に基づき、本市のホームページ（以下「ホームページ」という。）に対する広告物の掲載（以下「広告掲載」という。）に係る事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 ホームページに掲載する広告物は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 糸島市広告掲載基準

(2) 糸島市ホームページ広告掲載基準

(広告掲載に係るホームページ)

第3条 広告掲載を行うホームページの位置、枠数等は、ホームページの目的を妨げない限度において、市長が定めるものとする。

(広告物の制作及び経費負担)

第4条 広告物の原稿データは、広告掲載をしようとする者（以下「広告主」という。）が経費を負担するものとし、広告主、又は広告代理業を営む者又は広告看板等の製作者若しくはこれらに類する者（以下「広告取扱者」という。）は、市長の指定する仕様に従って制作し、市長に提出するものとする。

(広告主の募集及び広告掲載の申込み)

第5条 広告主の募集は、市長がホームページの管理状況等を勘案してその時期、枠数、仕様等を決定の上、広報紙又は市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

2 広告掲載を行おうとする者は、糸島市広告掲載申請書（規程第6条様式第1号。以下「申請書」という。）により、市長に申し込むものとする。

(掲載の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申し込みがあったときは、その内容を審査のうえ広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、糸島市広告掲載決定通知書（規程第7条様式第2号）又は糸島市広告非掲載決定通知書（規程第7条様式第3号）により申込者に通知するものとする。

3 市長は、デザイン素材、ラフ・スケッチその他承諾の可否を判断するため、必要な資料の提出を求めるものとする。

4 市長は、第1項の広告掲載に係る決定をした後の事情変更等により、広告物の内容、デザイン等（以下「広告物の内容等」という。）が第2条各号に規定する基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主又は広告取扱者に対し広告物の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、広告掲載を行うホームページの種類、階層、アクセス数等を総合

的に勘案し、広告物を掲載する枠ごとに市長が定めるものとする。ただし、入札等により広告取扱者を決定する場合は、市長が最低価格を設定する。

- 2 広告主は、市長が指定した期限までに広告掲載料を納入しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲載の承諾の取消し)

第8条 規程第12条に規定する市長が特に必要があると認めるときは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告掲載料が前条第2項の市長が定める日までに納付されないとき。
- (2) 広告物の原稿データが市長の指定する期日までに提出されないとき。
- (3) 第6条第4項の規定による広告物の内容等の変更に広告主又は広告取扱者が応じないとき。
- (4) その他市長が広告掲載に特に支障があると認めるとき。

(広告掲載の取り下げ)

第9条 広告主又は広告取扱者は、書面による申出により広告掲載を取り下げることができる。ただし、既に納付された広告掲載料については、これを還付しないものとする。

- 2 規程第13条の規定は、前項の規定により広告掲載の取下げがなされたときに準用する。

(広告掲載料の還付)

第10条 既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主又は広告取扱者の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を中止したときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成22年1月1日から施行する。